

クドア汚染の元凶

誌名	畜産の研究 = Animal-husbandry
ISSN	00093874
著者名	小野, 嘉隆
発行元	養賢堂
巻/号	67巻2号
掲載ページ	p. 302-306
発行年月	2013年2月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



クドア汚染の元凶

— 韓国産養殖ヒラメの輸入を禁止できないのか？ —

小野 嘉隆*

真実はこちらに

いま、ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の患者が増加しており、過去 10 年間で第 2 位の水準となっている。年間の食中毒の患者数の約半分はノロウイルスによるものだが、うち約 7 割は 11 月～2 月に発生するなど、この時期の感染性胃腸炎の集団発生例の多くはノロウイルスによると考えられる。

さて、今回はこのノロウイルスがテーマではない。日本全国で(限りなく韓国産)ヒラメの寄生虫「クドア・セブテンpunkタータ (*Kudoa septempunctata*)」による食中毒が多発しているのをご存じだろうか。昨年の夏場に少しニュースになったが、のど元過ぎれば何とやらで、もうお忘れの方も多いかもしい。しかし、つい先日の 12 月 23 日にも 10 名、11 月にも 22 名の食中毒事故が発生しているのである。

このクドアによる食中毒は、2009 年 6 月にヒラメの刺し身で原因不明の症状が出るのが厚生省に報告され、その後 2011 年 4 月にやっとクドアが特定された。しかもほとんどが韓国産養殖ヒラメが原因であることも把握していたようである。

ここで韓国産養殖ヒラメを輸入禁止にしていれば、2011 年だけで 33 件、患者数は 473 人にのぼっている数字が、ゼロではないにせよ激減していたはずである。

原因が特定されたものの終息せずに(禁輸しないから当たり前だが)さらに増加の気配があるため、あわてて同年 7 月 11 日に食安監発 0711 第 1 号で：監視安全課長名において、暫定版「*Kudoa septempunctata* の検査についての通達を、全国の「都道府県知事、保健所設置市長、特別区長」宛に出した。しかし、当時は通達が出されたもののおそらくは東電の原発事故の放射能汚染検査で、部署にはクドアを検査する人材などほとんどいなかったことだろう。

そんな状況の中、この人材不足の負担を軽くするためなのか、韓国産養殖ヒラメの輸入検査の解除が、民主党政府によって行われた。2011 年 9 月 22 日のことである。野田内閣は 9 月 2 日に発足し、検査解除が同月 22 日だから、当時の民主党の厚生関係閣僚全員が関係者である。すると「検査解除のゴーサインを出した、厚生 大臣、副大臣、政務官、厚生省医薬食品局長の更迭が当然!」。何も知らされないで、韓国産ヒラメを食べて食中毒を起こした日本の患者たちがかわいそうだ——と一部ネット住人たちが色めきたった。ただし、この件を冷静に見ると、すべての検査解除をした訳ではない。その疑惑の文章は以下の通りである。

食安輸発 0922 第 2 号/医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長

「平成 23 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について(ボリビア産ごまの種子のフェニトロチオン、韓国産ひらめのベンジルペニシリン及び中国産鶏肉のフラルタドン)

今般、過去 1 年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第 2 からボリビア産ごまの種子のフェニトロチオンの項を削除し、また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第 2 から韓国産ひらめのベンジルペニシリンの項、別表第 2 及び別表第 3 から中国産鶏肉のフラルタドンの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。(編集部下線入れ)とあるので、決して全面解除ではないことがわかる。

なぜこのような騒ぎになったかという、一昨年 10 月 4 日の SBI サーचना (sarchina) というニュースサイトにおいて、新川悠さんという方が記事を書いているので、おおまかにまとめると、

『“日本政府が韓国産ヒラメの精密検査を免除、韓国は輸出拡大に期待”——韓国農林水産検査本部は 4 日、日本政府が韓国産ヒラメに実施して

*獣医師 (Yoshitaka Ono)

きた精密検査を、9月22日から全面的に免除したと明かした。複数の韓国メディアが報じた。韓国で採れたヒラメは日本に輸出される際、精密検査が行われていたが、通関に時間がかかり検査待機費用が発生していた。パク・ヨンホ本部長は、輸出業界の負担が大きいことから日本政府と話し合いを続け、検査緩和措置の合意に至ったと説明した。”

検査待機費用は年間49万7000ドル(約3800万円)に上る。今回の検査免除で価格競争の高まりにより、日本国内で韓国産ヒラメの消費が増え、輸出量が拡大するのではないかと期待感を示した。』とある。

このニュースを見れば、住人たちが興奮するのも無理はない。では、記事の内容が全くおかしいのかというと、そうでもない。たかが検査項目(ベンジルペニシリン)が1つ減っただけで、パク本部長が喜ぶほど待機費用が軽減するのだろうか。そして一昨年(2010)の10月6日以降、昨年(2011)の12月までに韓国産ヒラメ由来のクドアによる食中毒が続発しているのである。

厚労省の建前では検査の全面解除をしていないことになっているが、結果だけを見ていると、そう思わざるを得ない節がある。真実はどちらか。

これまでの経緯

「クドア・セブテンpunkタータ」は、日本国内では新種の部類に入る寄生虫だが、ここ数年の流れを見てみよう。

○2009年6月～2011年3月 厚生労働省食中毒被害情報管理室はヒラメの刺し身で原因不明の症状を把握(最終的に原因が、当時は日本では前例が無い寄生虫による症例であったので当初特定が出来なかった)。

○2011年2月 厚生労働省食中毒被害情報管理室は、「食中毒と養殖ヒラメ(書いていないがこの時点で既に韓国産と把握!)との関係性を指摘する話はあるが、現時点では臆測にすぎない」と一旦否定! 2011年4月 厚生労働省部会においてヒラメ食中毒は韓国産養殖ヒラメの筋肉中から相次いで見つかった寄生虫クドア・セブテンpunkタータが原因である可能性が高いと報告!

○2011年7/11 食安監発0711第1号で: 監視安全課長名において、暫定版「*Kudoa septempunctata*」の検査についての通達

- 2011年9/22 ヒラメ検査、厚労省が1項目(本当は全面?) 解除
- 2011年10/6～奈良、栃木、広島、島根で食中毒発生 原産地韓国をマスコミ発表せず
- 2011年10/21 各検疫所宛にクドア食中毒を出した韓国養殖業者2件の検査強化の知らせ
- 2012年6/20 福岡でクドアの食中毒発生
- 2012年6/20 韓国養殖業者3件追加検査強化
- 2012年7/8 茨城県牛久でクドア食中毒
- 2012年7/18 山形県新庄市でクドア食中毒
- 2012年11/17 徳島県上勝町でクドア食中毒
- 2012年12/23 島根県松江市でクドア食中毒

時系列に列挙しただけでも、韓国産ヒラメによる食中毒が日本国内でこれだけ頻発している。

ちなみに一昨年(2010)10/21に出された検査強化の内容は以下の通り。

食安輸発1021第6号/医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について(韓国産養殖ひらめの *Kudoa septempunctata*)

今般、国内において特定の養殖業者の韓国産養殖ひらめを原因食品とした *Kudoa septempunctata*(以下「クドア」という。)による食中毒事例が発生したことを踏まえ、下記の食品について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、クドアに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応する〜。」

とある。しかし見ての通り、30%に引き上げても、昨年(2010)の6月以降の食中毒は防げなかった。韓国産の養殖ヒラメという原因が判っていて、なおかつ通常の30%UPの精密検査で防げないなら、常識的に考えて輸入禁止措置は当然であろう。それをヒラメを出荷していた養殖業者のモニタリングなどと言う甘い結論を導き出すとは。

米国FDAの様に、「ダメな物は入れない」という毅然たる態度で、即輸入禁止に何故できないのだろうか。そういう甘い態度が、パク本部長をして「養殖水産物に対する管理を強化して韓国産養殖ヒラメの安全性を維持し輸出拡大に向け努力するつもりだ」という発言につながってくるのだ。

寄生虫入りのヒラメをもっと輸出したいと、こうおっしゃっている訳ですよ。いいんですか？

安全性が実現できていないことは、前回の「K-POOPは勘弁」の記事(本誌66巻9号)において、すでに述べているので参照してもらいたい。

その記事に追加をするならば、韓国は下水処理施設が足りていないことから、人や家畜のふん尿をはじめとする汚泥、生ごみの海洋投棄を1993年から「正式に(国策として)」行っている。2006年になって水産物への影響が顕著になってきてから、ようやく事態の深刻さに気づき、2012年から海洋投棄を禁止するという対策を発表した。が、6年の準備期間で改善はみられず、「当面、投棄を続ける」という結論に至り、今日もどこかでドボドボと流し込んでいる。一応、海洋投棄区域と清浄区域があるそうだが、オイルフェンスのようなものがあるわけでもなく、時々刻々と波と海流によって拡散している。アメリカや日本への輸出品は当然清浄区域のものであったはずだが、そこから人糞が検出された。

海洋投棄をやめない限り、どうやって(6年間ダメだった)管理を強化し、安全性を維持(すでに出来ていないけど)するのだろうか。

これだけ指摘しても、まだ輸入しますか? 前の政府だったらそれでもするんでしょうねえ。自民さんはどうでしょうか。

ヒラメの養殖と輸入量

さらにこんなデータはどうでしょう。国立感染症研究所のIASR Vol. 33 p. 149-150: 2012年6月号のクドア食中毒総論によれば、クドア食中毒原因の大部分は養殖ヒラメが占めている。養殖ヒラメは韓国産および国産が消費量のほとんどを占める(平成23年統計)とある。つまり我々庶民の口に入る安いヒラメの刺身(生食用)だったら、かなりの確率で韓国産であると考えられる。

ちなみに財務省貿易統計でみても、生きたヒラメの輸入量は2010年に3964トン、2011年は3143トンで、いずれも大韓民国からのみ! となっている。国内の養殖ヒラメの生産量は年4千トンくらいだから、国産と韓国産がほぼ同量流通していることとなる。

1990年代後半には国内でも8千トンくらい養殖していたが、安い韓国産にとってかわられつつあるようだ。なお、天然ヒラメの漁獲量は7千トン台。つまり養殖と天然が半々で、養殖は国産と韓国産が半々くらいとなる。天然ヒラメからクドア食中毒が

出るのは非常に稀。養殖では、稚魚の時期に感染が起きていると考えられている。

養殖業における対策は、水産庁の防止対策によれば、「Kudoaの寄生が確認された養殖場等が存在する海域は限定的であり、養殖場等における寄生の拡大は、Kudoaが寄生した種苗の移動による可能性が高い」として、Kudoaが寄生していない種苗を導入し、出荷前にも検査をすること、としています。

この対策が有効に実施されれば、国産ヒラメによるクドア食中毒は非常に少なくなるはずですが。

流通しているヒラメですが、生食用ヒラメからある程度以上の濃度のクドアが検出されれば、それは販売禁止となります。

輸入ヒラメについては、昨年度から、輸入食品等のモニタリング検査で、ヒラメのクドアについても行っています。食中毒を起こすなど問題があった養殖業者のものは検査が強化され、今のところ、4つの業者がそれに該当しています。

ちなみに現在厚生大臣指定を受けている養殖ヒラメは韓国の5つの養殖業者のもののみとされている(調べたが4つしか分からなかった!)。

○平成23年10月分: 韓国産養殖ヒラメ: 龍海水産: KFCJ-095,

○平成23年11月分: 韓国産養殖ヒラメ: 海朝水産: KFCJ-138,

○平成24年3月分: 韓国産養殖ヒラメ: 清漁濫営漁組合法人: KFCJ-651, 特にここが酷い!

○平成24年6月分: 韓国産養殖ヒラメ: 元陽水産: KFCJ-021,

そのヒラメですが、国立感染症研究所での調査結果がありました。

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/typhi-m/iasr-reference/2119-related-articles/related-articles-388/2242-dj3883.html>

「原因食品であるヒラメについて、平成23年7月12日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室事務連絡「食中毒調査に係る病因物質不明事例の情報提供について(協力依頼)」に基づき、遡り調査を行った。その結果、当該ヒラメは大韓民国濟州島産の養殖ヒラメで、国内に輸入後、数カ所の事業者を経て、当該施設に販売されたことが判明した。」と言う。

ちなみに韓国産ヒラメは平成 16 年に日本国内では禁止されている合成抗菌剤エンロフロキサシンが検出されており、中国の養殖場と同じく不衛生な環境を抗菌剤で誤魔化していたのではないかと思います。

今までの経過のいきさつを把握するのに参考になるし、非常に面白いので、厚生労働省の【2011 年 4 月 25 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒・乳肉水産食品合同部会】の議事録から抜粋していきましょう！

松岡監視安全課長補佐：

私の方は「生食用生鮮食品を共通食とする病因物質不明有症事例を巡る経緯」につきまして、ここ数年のお話をしたいと考えております。～中略～今のところ食中毒の統計につきましては 9 割方は病因物質が判明しております。その 1 割については判明していないというのが裏返しでございますけれども、近年、特に平成 18 年、19 年におきまして、食後数時間程度で一過性の嘔吐、下痢を起こす原因不明の食中毒とか有症事例が多いと言うことが瀬戸内地方及び北陸地方の一部の複数の自治体から挙がっております。～中略～

(食中毒被害について)自治体から報告があった物を集計していくと、このような数字になったということでございます。主にヒラメが全体の中でも 135 件を超える例があると言うことで、魚介類の中では明らかにヒラメが多いという傾向が見られました。

(補足：平成 21 年 6 月から平成 23 年 3 月までの報告例 178 件の中、なんと 68%がヒラメ)

国立医薬品食品衛生研究所・小西：

市場に流通しているヒラメを 60 尾ほど買ってまいりまして、その中の寄生虫、それから一般生菌数、それと平成 15 年ぐらいからヒラメ特有に広がっている感染症であるストレプトコッカス属菌の検査を行いました。その結果、60 尾中 1 尾から寄生虫が見つかりまして、これがよく調べてみますと新種のものであり、後から出てきますが、*kudoa septempunctata* という名前の新種の寄生虫であることがわかりました。～中略～

国立医薬品食品衛生研究所・小西：

養殖ヒラメというのは韓国産も相当の量が入ってきておりまして、韓国産の場合は養殖場の汚染というのはわからないです。国産の養殖場であれば調

べることはできましたけれども、輸入の方はわからないです。それで、輸入の方をランダムに取って 60 尾調べたのは養殖 30 と国産 30 ですけれども、輸入の方の 30 尾から 1 尾出ていますので。

とある。日本でのヒラメの輸入先は韓国がほとんどでその輸入物の養殖ヒラメから新種の寄生虫であるクドア・セプテンブクタータが検出され、この会議でも韓国産の養殖ヒラメが指摘されています。さらには韓国の養殖場の汚染について、ある程度わかりつつあるが、意図的に公表せず、詳しい調査できていないこともわかります。

これがなんと昨年(2012 年)の 4 月の話です。

その 2 か月後、生食用生鮮食品による病因物質不明有症事例への対応について(平成 23 年 6 月 17 日厚生省発表より)ポイントだけ要約してみると

■まだ完全に確定では無いが、感染例を調査すると必ずクドア・セプテンブクタータを検出

■今まで人への感染例が無かった為、クドアの検査方法が確立されておらず今後検査方法を確立していく必要がある(おかげで、都道府県の保健所は、厚生省からの PCR のプライマーの提供で、試行錯誤の真っ最中。現場はてんでこ無い！)

■クドア・セプテンブクタータは、韓国済州島などの特定の条件下で養殖されたヒラメのみに感染例が確認されている(感染ゴカイを養殖下で密飼ヒラメが食べることにより感染する)

■天然物のヒラメでは感染の可能性は低い。

まだクドア・セプテンブクタータそのものの報告例が少なく今後の研究課題？！

■クドア・セプテンブクタータによる発症がどの程度の確率で起きるかも研究中？

■クドアは海水を適切に管理することにより感染を防げる為、生食可能なヒラメの提供は可能と考えられるが?? そんなことは、現在研究中でさらにこれから研究しないと解からない！！

■クドアがどの程度の温度の冷蔵状態で死滅するかは現在研究中！?

(マイナス 15～20 度で 4 時間以上冷凍にすれば死滅するが生食用としての商品価値が著しく損なわれる。無論、75 度で 5 分以上加熱することで病原性が無くなるが、もはや刺身ではない。)

我々はこんなヒラメを食べさせられていたんです。

輸入禁止すればいいのに

いくら省庁が違い(農水省 VS 厚生労働省)、縦割り行政が異なるとはいえ、魚を食べる消費者側からしてみれば、食の安心&安全はもっとも重要な課題で、省庁の差は関係ない。

2011年9月に検査解除して、その後、日本全国で韓国産ヒラメによる食中毒が頻発、あわてふためいた厚生省はやっとこ、平成24年6月7日に、厚生労働省医薬食品局食品安全部長名で、各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長宛てに、「クドアを原因とする食中毒の発生防止について」という書類：食安発0607第7号を出して、「関係事業者等に対し、クドアを原因とする食中毒の発生防止に努めるよう指導、情報提供等特段の対応をお願いします」との文書を配布、さらに：記1。でクドアが検出された生食用生鮮ヒラメについて、検査を実施し、筋肉1グラムあたりのクドアの孢子数が 1.0×10^6 を超えることが確認された場合、食品衛生法第6条に違反する物として取り扱うこと。その際には、原因究明、再発防止に必要な生産歴等の調査を十分に行うこと。」としている。

市場で食中毒が起こり、クドアの孢子数が 1.0×10^6 を超えない場合でも食中毒が起きた場合、どの様に対処するか全く不明であるし、全国の検疫所での検査ミスや、人的ミスなどの不確定要因などもあり、本来なら、PCRでクドアのDNAが検出されたら、量の大小にかかわらず、陽性として、即廃棄処分にすべきである。

さらに、記2、で「食中毒発生時の行政処分について」で、原因物質がクドアであることが判明した場合は、当該ヒラメを廃棄等することにより食中毒の拡大・再発防止が可能である為、他に改善すべき内容が無い場合には、営業禁止及び停止の期間の設定は不要であること。としているが、これもトンチンカンな対応である。

なぜなら、クドアであることが判明した場合、既に消費者は食中毒になっている訳で、当該ヒラメを安全に破棄することは、当然であるが、食中毒が起きる前に、事前に予防する策がないのだろうか？(だから輸入禁止すれば即解決なのに…。)

「消費者に安全なヒラメを出すことが、厚生労働省医薬食品局食品安全部の仕事だろう！」と思うの

だが、いかかだろうか。

さらにダメ押しで、6月29日付けで各検疫所所長殿宛てに、厚生省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長名で、食品衛生法第26条第3項の基づく検査命令の実施についての書類：食安輸発0629第1号の文書を配布：「標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正：平成24年6月28日付け食安輸発0628第1号9にて通知したところです。日本国内において、韓国産養殖ヒラメを原因とする *Kudoa septempunctata* 食中毒事例が複数確認されたことから、同通知の別票の1の1：韓国の項中：：養殖ヒラメ及びその加工品の検査を追加するので、御了承の上、関係営業者への周知方よろしくおねがいします。なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間、自主検査での対応が困難な場合には、行政検査にて対応することとするので、よろしくおねがいしますと言う。

なぜ、米国FDAの様に、「即輸入禁止」にできないのだろうか？なぜ、韓国との外交問題になることを恐れるのだろうか？

食中毒の原因になる韓国産養殖ヒラメの輸入許可を出しておいて、検体の強化なんて、まったく本末転倒の処置である。

小生の米国テキサス A&M 大学獣医公衆衛生の大学院の同級生に、シンガポール政府から国費派遣された台湾大学獣医学部出身の食品検査官(彼は中国人だが、シンガポールに移住した。)がいたが、国土の狭いシンガポールも食品の輸入国であり、日本と同じであるが、検疫制度は日本より、厳しい、彼曰く、「輸入港の検査で、違反製品が見つければ、即、陸揚げ禁止、輸入禁止、違反荷物は、輸入許可せず、祖国に持ちかえりを義務づける！」のが当たり前と言っていた。韓国産海産物は糞便由来ノロ・ウイルスに汚染されていて、輸出先の米国と台湾で食中毒を併発したから、シンガポールでは即、輸入禁止になったのだが、真に残念ながら日本の民主党政府は、注意勧告すらしなかった！

厚生労働省の関係者は内心、「韓国産ヒラメの解禁(検査免除)はするべきではなかった！」と後悔しているのではと思われるが、これまでにそのような気配はみじんも感じられない。

政党が変わり、正道を歩むことを心から願う！